



山形県公報

平成18年3月10日(金)
第1723号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則.....(環境保護課)...305

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定.....(村山総合支庁福祉課)...306
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更.....(同)...307
- 指定居宅介護支援事業者の指定.....(同)...同
- 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(同)...同
- 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(同)...308
- 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(同)...同
- 争議行為を行う旨の通知.....(雇用労政課)...同
- 公共測量の終了の通知.....(農村計画課)...310
- 県営土地改良事業に係る換地処分.....(最上総合支庁農村整備課)...同
- 森林病虫害等のまん延を防止するための命令の予定.....(森林課)...同
- 歳入の収納の事務の委託契約の解除.....(同)...311
- 都市計画事業の変更の認可の告示.....(都市計画課)...同
- 都市計画事業の変更の認可.....(同)...同
- 河川区域の変更による廃川敷地等.....(河川砂防課)...312

### 公安委員会関係

#### 告 示

- 指定講習機関の名称等変更の届出.....同
- 運転免許取得者教育認定変更の届出.....同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)...313
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(庄内総合支庁企画振興課)...同
- 大規模小売店舗の新設の届出.....(商業経済交流課)...同
- 大規模小売店舗の廃止の届出.....(同)...315
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施.....(建築住宅課)...同
- 平成18年度猟銃等講習会の開催.....(公安委員会)...316

### 正 誤

## 規 則

山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第14号

山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

山形県環境影響評価条例施行規則（平成11年7月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件の欄中「もの」を「もの又は車線の数が2以上であり、かつ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第3号に規定する森林地域（以下「森林地域」という。）内における長さの合計が15キロメートル以上であるもの」に改め、同号条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件の欄中「もの」を「もの又は車線の数が2以上であり、かつ、森林地域内における長さの合計が10キロメートル以上であるもの」に改め、同項第2号条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件の欄中「1キロメートル以上であるもの」を「1キロメートル以上であるもの又は車線の数の増加に係る部分及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が2以上であるものに限る。）の森林地域内における長さの合計が15キロメートル以上であるもの」に改め、同号条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件の欄中「1キロメートル以上であるもの」を「1キロメートル以上であるもの又は車線の数の増加に係る部分及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が2以上であるものに限る。）の森林地域内における長さの合計が10キロメートル以上であるもの」に改め、同項第3号条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件の欄中「国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第3号に規定する森林地域（以下「森林地域」という。）を「森林地域」に改める。

別表第4第1項許認可等に係る行為の欄第3号中「第3条第1項若しくは第4項、第7条の12第1項若しくは第4項又は第8条第1項若しくは第4項」を「第3条第1項若しくは第6項、第8条第1項若しくは第4項又は第10条第1項若しくは第4項」に改め、同表第4項許認可等に係る行為の欄中「第39条第1項」を「第39条第1項、第51条の2第1項、第51条の10第1項」に改め、同表第6項許認可等に係る行為の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表第7項許認可等に係る行為の欄中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                             | 居宅サービスの<br>種類   | 指定年月日      |
|------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------|------------|
| 有限会社童夢<br>山形市大字鮎洗476番地4            | 宅老所ど～む<br>山形市大字鮎洗476番地4                 | 通 所 介 護         | 平成18. 2. 6 |
| 株式会社奥山商店<br>東村山郡山辺町大字山辺204<br>番地   | スマイルやまのべ介護付有料老人ホーム<br>東村山郡山辺町大字山辺1380番地 | 特定施設入所者生<br>活介護 | 同 2. 8     |
| 株式会社奥山商店<br>東村山郡山辺町大字山辺204<br>番地   | スマイルやまのベシヨートステイ<br>東村山郡山辺町大字山辺1380番地    | 短期入所生活介護        | 同          |
| 株式会社奥山商店<br>東村山郡山辺町大字山辺204<br>番地   | スマイルやまのベデイサービス<br>東村山郡山辺町大字山辺1380番地     | 通 所 介 護         | 同          |
| 株式会社デイサービス花<br>寒河江市大字日和田6番地の<br>14 | 介護事業所デイサービス花<br>寒河江市大字日和田6番地の14         | 通 所 介 護         | 同 2.10     |
| 有限会社CS須藤<br>山形市蔵王成沢2187番地の1        | もりんケア<br>山形市蔵王成沢2187番地の3                | 通 所 介 護         | 同 2.22     |

|                                         |                                    |                  |        |
|-----------------------------------------|------------------------------------|------------------|--------|
| 有限会社ウェルネスさがえ<br>寒河江市大字西根字石川西<br>294番地の3 | グループホームあしたば<br>寒河江市大字西根字石川西294番地の3 | 認知症対応型共同<br>生活介護 | 同 2.28 |
|-----------------------------------------|------------------------------------|------------------|--------|

## 山形県告示第179号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者<br>の名称及び所在地          | 居宅サー<br>ビスの種<br>類 | 事業所の名称及び所在地                             |                          | 変更年月日     |
|----------------------------------|-------------------|-----------------------------------------|--------------------------|-----------|
|                                  |                   | 変 更 前                                   | 変 更 後                    |           |
| 株式会社奥山商店<br>東村山郡山辺町大字山辺<br>204番地 | 福祉用具貸<br>与        | スマイルやまのべ                                | スマイルやまのべ福祉用<br>具サービス     | 平成18.2.14 |
|                                  |                   | 東村山郡山辺町大字山辺<br>204番地                    | 東村山郡山辺町大字山辺<br>1380番地    |           |
| 株式会社多田木工製作所<br>天童市一日町四丁目2番<br>3号 | 福祉用具貸<br>与        | 株式会社多田木工製作所<br>ホームバリュー本店指定<br>福祉用具貸与事業所 | 株式会社多田木工製作所<br>ホームバリュー本店 | 同 2.23    |
|                                  |                   | 天童市一日町四丁目2番3号                           |                          |           |
| 株式会社多田木工製作所<br>天童市一日町四丁目2番<br>3号 | 福祉用具貸<br>与        | 株式会社多田木工製作所<br>ウエルランド山形店指定<br>福祉用具貸与事業所 | 株式会社多田木工製作所<br>ウエルランド山形店 | 同 2.24    |
|                                  |                   | 山形市双葉町二丁目2番31号                          |                          |           |

## 山形県告示第180号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                 | 事業所の名称及び所在地                           | 指定年月日     |
|-------------------------------------|---------------------------------------|-----------|
| 社会福祉法人七日町こまくさ会<br>山形市七日町四丁目5番20号    | 七日町こまくさ園指定居宅介護支援事業所<br>山形市七日町四丁目5番20号 | 平成18.2.22 |
| 社会福祉法人山形市社会福祉事業団<br>山形市蔵王半郷1366番地の2 | 指定居宅介護支援事業所あたご荘<br>山形市大字岩波5番地         | 同 3.1     |

## 山形県告示第181号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地              | 身体障害者居宅支援の種類 | 指定年月日     |
|----------------------------------|--------------------------|--------------|-----------|
| 株式会社ツクイ<br>神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 | ツクイ東青田<br>山形市東青田一丁目4番15号 | 居宅介護         | 平成18.2.24 |

山形県告示第182号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月10日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                       | 事業所の名称及び所在地                  | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日     |
|------------------------------------------------|------------------------------|--------------|-----------|
| 特定非営利活動法人<br>障害者の地域生活を支援する会<br>山形市鉄砲町一丁目14番53号 | デイサービスセンターぱお<br>山形市円応寺町7番10号 | デイサービス       | 平成18.2.17 |
| 株式会社ツクイ<br>神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号               | ツクイ東青田<br>山形市東青田一丁目4番15号     | 居宅介護         | 同 2.24    |

山形県告示第183号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月10日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地              | 児童居宅支援の種類 | 指定年月日     |
|----------------------------------|--------------------------|-----------|-----------|
| 株式会社ツクイ<br>神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 | ツクイ東青田<br>山形市東青田一丁目4番15号 | 居宅介護      | 平成18.2.24 |

山形県告示第184号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成18年2月28日次のとおり通知があった。

平成18年3月10日

山形県知事 齋藤 弘

1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

2 期 間

平成18年3月15日以降事件解決の日まで

3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

|                   |   |                    |
|-------------------|---|--------------------|
| 協立歯科クリニック         | 同 |                    |
| 庄内医療生活協同組合        |   |                    |
| 協立リハビリテーション病院     | 同 | 上山添字神明前38番地        |
| 庄内医療生活協同組合        |   |                    |
| 協立大山診療所           | 同 | 大山二丁目26番3号         |
| 庄内医療生活協同組合        |   |                    |
| 協立三川診療所           |   | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9 |
| 庄内医療生活協同組合        |   |                    |
| 総合介護センターふたば       |   | 鶴岡市双葉町13番45号       |
| 庄内医療生活協同組合        |   |                    |
| 協立病院附属クリニック       | 同 | 文園町11番3号           |
| 医療法人健友会           |   |                    |
| 本間病院              |   | 酒田市中町三丁目5番23号      |
| 医療法人健友会           |   |                    |
| 老健施設 ひだまり         | 同 |                    |
| 医療法人健友会           |   |                    |
| のぞみ診療所            | 同 | 中町三丁目3番18号         |
| 医療法人健友会           |   |                    |
| 訪問看護ステーションかがやき    | 同 |                    |
| 医療法人健友会           |   |                    |
| 在宅介護支援センター        | 同 |                    |
| 医療法人健友会           |   |                    |
| ヘルパーステーション        | 同 |                    |
| 医療法人山容会           |   |                    |
| 山容病院              | 同 | 高砂二丁目1番64号         |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会     |   |                    |
| 山形済生病院            |   | 山形市沖町79番1号         |
| 医療法人社団            |   |                    |
| 小白川至誠堂病院          | 同 | 東原町一丁目12番26号       |
| 医療法人社団松柏会         |   |                    |
| 至誠堂総合病院           | 同 | 桜町7番44号            |
| 医療法人社団松柏会         |   |                    |
| 至誠堂総合病院附属中山診療所    |   | 東村山郡中山町大字長崎3034番地  |
| 医療法人社団松柏会         |   |                    |
| 至誠堂訪問サービスセンターコスモス |   | 山形市桜町4番10号         |
| 医療法人社団松柏会         |   |                    |
| 桜町わかばクリニック        | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会         |   |                    |
| 至誠堂ヘルパーステーション     | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会         |   |                    |
| 至誠堂とかみクリニック       | 同 | 富神前48番5号           |
| 医療法人篠田好生会         |   |                    |
| 篠田総合病院            | 同 | 桜町2番68号            |
| 医療法人篠田好生会         |   |                    |
| 千歳篠田病院            | 同 | 長町二丁目10番56号        |
| 医療法人篠田好生会         |   |                    |
| 天童温泉篠田病院          |   | 天童市鎌田一丁目6番46号      |
| 医療法人二本松会          |   |                    |
| 山形病院              |   | 山形市桜町2番75号         |
| 医療法人二本松会          |   |                    |

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 上山病院            | 上市市金谷字下河原1370番地 |
| 医療法人二本松会        |                 |
| 心療内科ネルフェンクリニック  | 山形市城南町三丁目6番24号  |
| 医療法人二本松会        |                 |
| 精神障害者地域生活支援センター | 山形市城南町二丁目1番41号  |

## 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為とこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

## 山形県告示第185号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市薬師町二丁目全域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成17年7月15日から平成18年2月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量(法務省不動産登記法第14条第1項地図作製)

## 山形県告示第186号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営釜淵地区土地改良事業に係る換地処分をした。

この処分の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第187号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等のまん延を防止するための命令をする予定である。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 区域及び期間  
区域 山形県下一円  
期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類  
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容  
松くい虫が付着している伐採木等(松くい虫の駆除を行ったものを除く。)の移動(森林病虫害等防除法第2条第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。)を禁止すること。
- 4 命令をしようとする理由  
1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項  
1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

## 山形県告示第188号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次の者に委託した山形県林業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務の委託契約を平成17年11月2日に解除した。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称           | 住 所                |
|---------------|--------------------|
| 東 根 市 森 林 組 合 | 東根市大字東根字大森5800番地の2 |

## 山形県告示第189号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 酒田都市計画道路事業

(2) 名 称 3・2・2号豊里十里塚線及び3・6・1号鶴田橋実小路線

## 2 施行者の名称

山 形 県

## 3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

## 4 事業地の所在

(1) 収用の部分 平成9年建設省告示第2122号の事業地のうち、酒田市上本町及び本町一丁目地内において、事業地を変更する。

(2) 使用の部分 な し

## 5 告示年月日及び番号

平成18年3月3日 東北地方整備局告示第48号

## 山形県告示第190号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 施行者の名称

南 陽 市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 南陽都市計画下水道事業

(2) 名 称 南陽公共下水道

## 3 変更内容

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 な し

## 4 事業施行期間

昭和55年10月15日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第191号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系竜山川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成18年3月2日
- 3 廃川敷地等の位置  
山形市元木三丁目353 - 1 地先から（上流端）  
山形市元木三丁目255 - 5 地先まで（下流端）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 264.86m<sup>2</sup>

## 公安委員会関係

### 告 示

## 山形県公安委員会告示第2号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成18年3月10日

山形県公安委員会  
委員長 鑑 谷 誠 一

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社松岬自動車学校
- 2 変更内容

| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|-------|-------|
| 代表者の氏名  | 佐藤敏子  | 松木紀昌  |

## 山形県公安委員会告示第3号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成18年3月10日

山形県公安委員会  
委員長 鑑 谷 誠 一

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社松岬自動車学校
- 2 変更内容

| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|-------|-------|
| 代表者の氏名  | 佐藤敏子  | 松木紀昌  |



## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年2月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 たんぼぼ会
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 吉次
  - (3) 主たる事務所の所在地  
寒河江市大字島字島北67番地の3
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域生活をする、又、今後地域生活を希望する精神障害者に対して、小規模作業所及びその他の社会復帰活動運営に関する事業を実施し、日中活動・就労訓練・生活訓練・対人交流の場を提供する事と精神保健福祉の啓蒙活動に係る事業を通じて社会福祉の増進を図る事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年2月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 あらた
  - (2) 代表者の氏名  
齋藤 緑
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市北新町一丁目1番43号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は介護に欠ける地域住民に対して、介護支援及び生活支援に関する事業を行い、非営利セクターとして、行政・企業とパートナーシップをもった新たな介護システムなど地域システムの構築をはかり、豊かな地域社会を創っていく活動に貢献していくことを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに南陽市役所において平成18年7月10日まで縦覧に供する。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン南陽  
南陽市三間通字成梨1258 - 1 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高 善興  
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 野中 正人  
東日本ダイワ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目6番3号  
代表取締役 安藤 元二
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高 善興  
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 野中 正人  
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号  
代表取締役 鶴羽 樹  
株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1  
代表取締役 大村 禎史  
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  
代表取締役 矢野博丈
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成18年11月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,496平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 320台
  - (2) 駐輪場の収容台数 80台
  - (3) 荷さばき施設の面積 370平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 48立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前9時  
ウ 閉店時刻 午後11時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時45分から午後11時15分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
終日
- 8 届出年月日  
平成18年3月1日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年7月10日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表執行役 岡田 元也
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジャスコ赤湯ショッピングセンター  
南陽市長岡字境田535番地1
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日  
平成18年3月1日

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条の17第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)が次のとおり実施する。

平成18年3月10日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 試験の日時及び場所

| 区 分                             |                  | 日 時                               | 場 所                           |
|---------------------------------|------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 二<br>建<br>築<br>士<br>級<br>試<br>験 | 学 科 の 試 験        | 平成18年7月2日(日)<br>午前10時から午後5時10分まで  | 山形市緑町一丁目5番12号<br>山形県立山形工業高等学校 |
|                                 | 設 計 製 図<br>の 試 験 | 平成18年9月24日(日)<br>午前11時30分から午後4時まで | 同 上                           |
| 木<br>建<br>築<br>士<br>級<br>試<br>験 | 学 科 の 試 験        | 平成18年7月23日(日)<br>午前10時から午後5時10分まで | 同 上                           |
|                                 | 設 計 製 図<br>の 試 験 | 平成18年10月8日(日)<br>午前11時30分から午後4時まで | 同 上                           |

### 2 受験申込手続

#### (1) インターネットによる受験申込

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り、インターネットにより受験を申込みすることができる。その場合は平成18年4月1日(土)午前10時から同月7日(金)午後4時までの間にセンターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力して申込みこと。

#### (2) 書面による受験申込

次の受付期間及び場所により、原則として申込者本人が受験申込書を直接提出して申込みこと。

| 受 付 期 間                                          | 場 所                                   |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 平成18年4月10日(月)から同月14日(金)まで<br>(各日とも午前10時から午後4時まで) | 山形市城北町一丁目12番26号<br>社団法人山形県建築士会        |
| 平成18年4月10日(月)及び同月11日(火)<br>(各日とも午前10時から午後4時まで)   | 東田川郡三川町大字横山字西田48番地の8<br>三川町商工会館内の受付場所 |

### 3 その他

詳細については、土木部建築住宅課(電話023(630)2643)又は社団法人山形県建築士会(電話023(643)4568)に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成18年3月10日

山形県公安委員会  
委員長 鏡谷 誠 一

1 開催の日時、場所等

(1) 猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会

| 年 月 日       | 時 間              | 場 所            | 講 習 内 容                                                  | 手 数 料  |
|-------------|------------------|----------------|----------------------------------------------------------|--------|
| 平成18年6月29日  | 午前9時から<br>午後5時まで | 山形警察署          | イ 猟銃及び空気銃の所持に関する法令<br>3時間<br>ロ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い<br>2時間 | 6,800円 |
| 平成19年2月8日   |                  |                |                                                          |        |
| 平成18年5月17日  |                  | 鶴岡警察署          |                                                          |        |
| 平成18年9月26日  |                  | 酒田警察署          |                                                          |        |
| 平成18年8月24日  |                  | 米沢市<br>アクティ米沢  |                                                          |        |
| 平成18年10月25日 |                  | 新庄市<br>新庄市民プラザ |                                                          |        |

(2) 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者に対する講習会

| 年 月 日       | 時 間             | 場 所              | 講 習 内 容                                                  | 手 数 料  |
|-------------|-----------------|------------------|----------------------------------------------------------|--------|
| 平成18年6月20日  | 午前9時から<br>正 午まで | 山形市<br>山形国際交流プラザ | イ 猟銃及び空気銃の所持に関する法令<br>2時間<br>ロ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い<br>1時間 | 3,000円 |
| 平成19年1月18日  |                 |                  |                                                          |        |
| 平成18年7月19日  |                 | 鶴岡警察署            |                                                          |        |
| 平成19年3月6日   |                 |                  |                                                          |        |
| 平成18年6月6日   |                 | 酒田警察署            |                                                          |        |
| 平成18年10月11日 |                 |                  |                                                          |        |
| 平成18年7月12日  |                 | 米沢市<br>アクティ米沢    |                                                          |        |
| 平成18年11月8日  |                 |                  |                                                          |        |
| 平成18年5月31日  |                 | 新庄市<br>新庄市民プラザ   |                                                          |        |
| 平成18年11月29日 |                 |                  |                                                          |        |
| 平成18年11月16日 |                 | 村山警察署            |                                                          |        |
| 平成18年5月25日  |                 | 南陽警察署            |                                                          |        |

|             |  |                          |  |
|-------------|--|--------------------------|--|
| 平成18年6月15日  |  | 長井警察署                    |  |
| 平成18年12月5日  |  |                          |  |
| 平成18年4月27日  |  | 寒河江警察署                   |  |
| 平成18年12月13日 |  |                          |  |
| 平成18年9月20日  |  | 天童警察署                    |  |
| 平成18年10月17日 |  | 上山警察署                    |  |
| 平成18年7月4日   |  | 尾花沢警察署                   |  |
| 平成18年7月28日  |  | 小国町<br>ショッピングセンター<br>アスモ |  |

2 受講の申込み

講習を受けようとする者は、「猟銃等講習受講申込書」1通(申請者の住所地を管轄する警察署の管轄区域外にある場所で講習を受けようとする場合は、2通)に、それぞれ所要事項を記載した上、写真1枚(申請者の住所地を管轄する警察署の管轄区域外にある場所で講習を受けようとする場合は、2枚)を添えて講習会の前日までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行     | 誤     | 正    |
|------------|-----------|-----|-------|-------|------|
| 平成18. 2.10 | 第1715号    | 174 | 下から10 | 字砂停車場 | 字砂停原 |
| 同 2.14     | 第1716号    | 182 | 22    | 字砂停車場 | 字砂停原 |

平成18年3月10日印刷  
平成18年3月10日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056